



第28回

定時株主総会 招集ご通知

日時 | 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
| （受付開始予定時刻 午前9時）

場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
| ホテルメトロポリタン
| 4階 桜の間

（ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内
図」をご参照ください。）

目次

第28回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	4
（提供書面）	
事業報告	16
連結計算書類および計算書類	36
監査報告書	40

株式会社SRAホールディングス

証券コード：3817

議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」（4頁から15頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

平成30年6月22日(金曜日)
午前10時
(受付開始予定時刻:午前9時)

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成30年6月21日(木曜日)
午後5時30分
到着分まで

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月21日(木曜日)
午後5時30分まで

【インターネットで議決権を行使される場合の注意点】

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」および「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- (4) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

【議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い】

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

【議決権プラットフォームをご利用いただけます】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

スマート招集を導入いたしました



当社は株主様と更なるコミュニケーションの深化を図るため、「第28回定時株主総会招集ご通知」より、スマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入いたしました。

下記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



スマートフォン・タブレット・パソコン
からも招集通知がご覧いただけます。

<http://p.sokai.jp/3817/>



証券コード 3817
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長 鹿 島 亨

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、1頁の「議決権の行使等について」をご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間
ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第28期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第5号議案 職務執行の対価として取締役役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

以 上

- ~~~~~
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載しております。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かしまとおる 鹿島亨 (昭和27年7月28日)	昭和59年4月 株式会社SRA入社 平成2年7月 SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 平成8年6月 株式会社SRA取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年4月 同社執行役員社長 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成28年6月 株式会社SRA代表取締役会長（現任） 平成30年4月 愛司聯發軟件科技(上海)有限公司 董事長（現任）	83,200株
2	いしそねまこと 石會根信 (昭和38年2月3日)	昭和60年4月 株式会社SRA入社 平成18年10月 同社ニュービジネス創造事業部長 平成19年4月 同社執行役員（現任） 同社最高技術責任者（CTO）（現任） 平成21年4月 株式会社SRA先端技術研究所（現株式会社SRA ビジネスイノベーション本部先端技術研究所）代表取締役社長 平成22年6月 株式会社SRA取締役 平成26年4月 同社情報化戦略担当役員（CIO）（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 株式会社SRA代表取締役社長（現任）	14,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おお くま かつ み 大 熊 克 美 (昭和38年4月11日)	昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年2月 株式会社A I T営業部長 平成18年4月 同社取締役専務執行役員 平成19年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社BTO 事業営業部長 平成20年4月 株式会社A I T取締役副社長 平成21年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 株式会社S R A取締役(現任)	4,900株
4	[社外取締役候補者] ほり い てつ お 堀 井 哲 夫 (昭和21年10月1日)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社 社東芝)入社 平成14年4月 沖電気工業株式会社入社 平成15年2月 株式会社堀井 取締役(現任) 平成21年3月 堀井特許事務所 所長(現任) 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	1,000株
5	[社外取締役候補者] なり かわ まさ ふみ 成 川 匡 文 (昭和27年9月6日)	昭和51年4月 東京電力株式会社(現東京電力ホ ールディングス株式会社)入社 平成14年4月 同社建設部土木建築技術センター 所長 平成20年7月 東電環境エンジニアリング株式会 社(現東京パワーテクノロジー株 式会社) 営業副本部長 平成21年6月 同社取締役営業本部長 平成23年9月 同社常務取締役 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
3. 成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
4. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって堀井哲夫氏が6年、成川匡文氏が3年となります。
5. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

6. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
7. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
8. 当社は、定款第28条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である堀井哲夫氏および成川匡文氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し取締役候補者の提案を行っております。
取締役候補者選任基準
(1) 社内、社外取締役共通
 - ① 経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
 - ② 遵法精神に富んでいること(2) 社外取締役に特有
 - ① 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
 - ② 出身分野における豊富な経験および見識を有すること
10. 当社は、社外取締役候補者堀井哲夫氏および成川匡文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、日本取締役協会が公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めております。その中で特に重要な基準である「SRAグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度およびその前の3事業年度（つまり直近事業年度を含む過去4事業年度）におけるSRAグループとの取引の支払額または受取額が、連結売上高の2%以上を占めている企業としております。
11. 当社の社外取締役、独立社外取締役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	[社外監査役候補者] にい のべ まさ のり 新 延 正 憲 (昭和28年2月26日)	昭和51年4月 日本国有鉄道（現東日本旅客鉄道株式会社）入社 平成3年2月 同社高崎支社総務部長 平成18年6月 同社厚生部長 平成21年6月 財団法人運輸調査局（現一般財団法人交通経済研究所）理事 平成22年4月 独立行政法人国立病院機構理事 平成24年6月 当社常勤社外監査役（現任） 株式会社S R A監査役	2,800株
2	[社外監査役候補者] よし だ のぼる 吉 田 昇 (昭和23年3月18日)	昭和47年4月 日本放送協会入局 昭和50年4月 郵政省（現総務省）入省 平成5年7月 同省通信政策局情報管理課長 平成6年7月 同省通信政策局技術開発推進課長 平成8年7月 同省放送行政局デジタル放送技術開発課長 平成11年7月 同省信越電気通信監理局長 平成13年7月 総務省九州総合通信局長 平成14年8月 財団法人道路交通情報通信システムセンター（現一般財団法人道路交通情報通信システムセンター） 常務理事 平成21年4月 財団法人移動無線センター（現一般財団法人移動無線センター）九州センター長 平成26年1月 株式会社S R A顧問 平成26年6月 当社社外監査役（現任） 株式会社S R A監査役	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	[社外監査役候補者] きたむらかつみ 北村克己 (昭和48年2月8日)	平成16年10月 弁護士登録 山本綜合法律事務所（現山本柴崎法律事務所）入所 平成20年11月 白石篤司法法律事務所入所（現任） 平成26年9月 リアルコム株式会社（現AbaBalance株式会社）社外監査役 平成26年10月 株式会社S J I（現株式会社カイカ）代表取締役 平成28年6月 当社社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新延正憲氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社の経営に直接関与した経験はありませんが、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を通じての豊富な経験と、企業経営の幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
3. 吉田昇氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社の経営に直接関与した経験はありませんが、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、電気通信分野の見識と豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただくためであります。
4. 北村克己氏を社外監査役候補者とした理由は、会社の経営に直接関与し豊富な経営経験を有するだけでなく、弁護士として企業法務に精通しており、それらを当社の経営の監査に活かしていただくためであります。また同氏が客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しているためであります。
5. 新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって新延正憲氏が6年、吉田昇氏が4年、北村克己氏が2年となります。
6. 新延正憲氏は、平成24年6月から平成28年6月まで特定関係事業者（子会社）である株式会社S R Aの監査役でした。吉田昇氏は平成26年6月から平成28年6月まで株式会社S R Aの監査役でした。北村克己氏は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。

8. 新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は、定款第38条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し監査役候補者の提案を行っております。
- 監査役候補者選任基準
- (1) 社内、社外監査役共通
- ① 経営監督の能力に優れていること
 - ② 遵法精神に富んでいること
- (2) 社外監査役に特有
- ① 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
 - ② 出身分野における豊富な経験および見識を有すること
11. 当社は、社外監査役候補者新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、独立社外監査役の選任に当たっては、日本取締役協会が公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めています。その中で特に重要な基準である「SRAグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度およびその前の3事業年度（つまり直近事業年度を含む過去4事業年度）におけるSRAグループとの取引の支払額または受取額が、連結売上高の2%以上を占めている企業としております。
12. 当社の社外監査役、独立社外監査役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よしむらしげる 吉村茂 (昭和29年7月5日)	昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成18年2月 同社名古屋支店長 平成19年10月 株式会社ディーエム情報システム（現日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社）執行役員SS港南事業本部長 平成20年11月 当社管理本部財務部長 株式会社SRAコーポレート本部財務部長 平成22年4月 当社監査室長（現任）	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、監査役就任の際には、事前に当社および株式会社SRAを退職いたします。
3. 吉村茂氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社グループは、平成27年6月発表の中期経営計画を延長し、対象年度を第26期（平成28年3月期）から第29期（平成31年3月期）に変更いたしました。中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員および子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行したいと存じます。この新株予約権は、第29期（平成31年3月期）の連結経常利益目標値50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益目標値35億円以上を達成することを行使条件といたします。

なお、本議案承認の決議の効力は、後記の「第5号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が本株主総会で承認された場合に発生します。

1. 本総会の委任決議に基づいて取締役会が募集事項を決定できる新株予約権の内容、数の上限、対価および名称

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
 平成32年 7 月 1 日から平成34年 6 月30日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- [1] 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- [2] 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から上記[1]に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて消却することができる。
- ⑦ 組織再編時の新株予約権交付に関する事項
当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下、「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧ 新株予約権の権利行使の条件

- [1] 新株予約権は、第29期（平成31年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が35億円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- [2] 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は、新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- [3] 新株予約権の相続は認めない。
- [4] 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権にかかる株式数が調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の対価

金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第16回新株予約権

2. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

第5号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

当社の取締役は、「第1号議案 取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと5名（うち社外取締役2名）となります。取締役（社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として新株予約権を割り当てる場合の、その内容および算出方法についてご承認をお願いするものであります。

新株予約権の内容は、前記の「第4号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」でご承認いただいたものとし、その算定方法は、平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、その他新株予約権の評価に関する会計規則等に定められた方法とします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)におけるわが国の経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられ、企業収益も改善し、全体的に緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス業界におきましても、製造業を中心にIT投資は増加しましたが、依然として競争激化による厳しい受注環境は継続しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画の3年目として、以下の重点施策に取り組みました。

■ 既存事業の収益性向上

- ・売上総利益率のさらなる向上

プロジェクト管理の充実・強化による採算性向上、生産間接費の継続的削減、自社IP製品ビジネスへの取り組み、生産要員規模の適正化を推進した結果、売上総利益率は過去最高の21.6%となりました。

- ・販管費率の改善

アカウントマネージャー制の導入により営業効率の向上を図るとともに、スタッフ部門とシェアードサービスを担当する株式会社SRAプロフェッショナルサービスの運営コストの削減に努めました。しかし、新規事業推進に向けた組織の設置と、海外連結子会社の企業価値向上を目的とした投資により、販管費が増加しました。

- ・営業利益率の向上

営業利益率は、前年度同様に高水準を維持し10.6%となりました。

・受注・売上拡大

株式会社A I Tの機器販売が減少したものの、既存顧客の深耕による顧客内シェアの向上ならびに成長分野における新規顧客の獲得に注力し、受注・売上拡大に努めた結果、売上高が増加（前連結会計年度比0.7%増）しました。

■ 「自社 I P 製品ビジネス×海外ビジネス」の強化、ビジネスモデルの変革

・平成28年4月に業務・資本提携を締結したTagit Pte. Ltd. のアジアのモバイルバンキング市場における技術優位性と当社グループの金融分野における技術、業務ノウハウを活かし、信託銀行向けに新たなモバイルサービスの提供を開始するなど成長分野に向けた自社 I P 製品／サービスの拡充を目指すとともに、成長市場である海外をターゲットとしたビジネスも推進しました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、販売事業が減少したものの、開発事業、運用・構築事業が増加した結果、39,410百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。

損益面におきましては、利益率向上施策等により売上総利益が増加しましたが、販売管理費の増加等により、営業利益は、4,175百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。経常利益は、営業外収益（持分法適用会社における一過性の利益）の計上等により4,762百万円（前連結会計年度比13.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失（訴訟関連損失）の計上等により2,060百万円（前連結会計年度比22.2%減）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度の連結業績は、前連結会計年度に比べ、売上高が増収となり、営業利益は横ばい、経常利益は増益、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

◎連結業績推移

(単位：百万円)

区 分	第24期 (平成26年 3月期)	第25期 (平成27年 3月期)	第26期 (平成28年 3月期)	第27期 (平成29年 3月期)	第28期 (平成30年 3月期)
売上高	35,146	36,535	39,155	39,142	39,410
営業利益	2,807	3,047	3,736	4,180	4,175
経常利益	3,324	3,813	3,850	4,211	4,762
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,134	1,638	463	2,646	2,060

当連結会計年度の事業別の営業の状況は以下のとおりです。

●開発事業

開発事業は、一部の製造業、銀行、サービス業が増加した結果、当事業の売上高は21,843百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

●運用・構築事業

運用・構築事業は、大学関連および企業向けがいずれも増加した結果、当事業の売上高は4,640百万円（前連結会計年度比5.4%増）となりました。

●販売事業

販売事業は、株式会社A I Tの機器販売が減少した結果、当事業の売上高は12,926百万円（前連結会計年度比7.9%減）となりました。

事業区分別売上状況

(単位：百万円、%)

事業区分	第27期（平成29年3月期）		第28期（平成30年3月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
開発事業	20,710	52.9	21,843	55.4
運用・構築事業	4,403	11.3	4,640	11.8
販売事業	14,027	35.8	12,926	32.8
合計	39,142	100.0	39,410	100.0

- ② 資金調達の様況
当社グループはキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）により、グループ内資金を一元的に管理し、機動的かつ効率的な資金調達を行っております。
- ③ 設備投資の様況
当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況
当連結会計年度の事業の譲渡、吸収分割または新設分割につきましては、特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況
当連結会計年度の他の会社の事業の譲受けにつきましては、特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
当連結会計年度の吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継につきましては、特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況
当連結会計年度の他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分については、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区 分	第25期 (自平成26. 4. 1) 至平成27. 3. 31)	第26期 (自平成27. 4. 1) 至平成28. 3. 31)	第27期 (自平成28. 4. 1) 至平成29. 3. 31)	第28期 (自平成29. 4. 1) 至平成30. 3. 31)
売 上 高(百万円)	36,535	39,155	39,142	39,410
経 常 利 益(百万円)	3,813	3,850	4,211	4,762
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,638	463	2,646	2,060
1株当たり当期純利益 (円)	136.34	38.40	218.00	168.07
総 資 産(百万円)	31,714	31,823	34,781	37,756
純 資 産(百万円)	18,859	18,819	19,674	21,438

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によって算出しております。

(3) 対処すべき課題

次期のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、今後も既存事業の持続的成長と生産性向上、自社 I P 製品・サービス活用による高収益モデルの確立および海外ビジネスの推進に努めてまいります。

すでに実施しております海外事業投資につきましては、企業価値向上に向けた検討を積極的に進めてまいります。

① 既存事業の持続的成長と生産性向上

[1] 売上総利益率のさらなる向上

- ・不採算プロジェクトの撲滅
- ・プロジェクトの管理の精度向上
- ・生産間接費の継続的削減
- ・生産要員規模の適正化

[2] 販管費率の改善

- ・アカウントマネージャー制導入による営業効率の向上
- ・スタッフ部門の効率化、後方支援戦力化の推進

[3] 受注・売上拡大

- ・既存顧客の深耕による顧客内シェアの向上
- ・新規ビジネス、新規顧客の拡大に向けた営業力の強化

② 自社 I P 製品・サービス活用による高収益モデルの確立

[1] 「自社 I P 製品ビジネス+既存事業の高付加価値化」の推進

[2] I o T、モバイル、セキュリティ、クラウド、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術等の成長分野における新たなビジネスモデルの構築（自社 I P 製品、新サービス）

③ 海外ビジネスの推進

- ・「自社 I P 製品ビジネス×海外ビジネス」の強化を図るため、成長分野に向けた自社 I P 製品を増やすと共に、海外拠点との連携を強化し、成長市場である海外をターゲットとしたビジネスを展開

以上の課題を推進し、当社グループの業界における存在感を一層高め、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社SRA	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株式会社AIT	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

- (注) 1. 出資比率の()は、子会社である株式会社SRAの出資比率であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社SRA
特定完全子会社の住所	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,262百万円
当社の総資産額	9,061百万円

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソースソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムおよびネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフトの販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

当	社	本	社	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
---	---	---	---	-------------------

② 子会社の主要な事業所

株式会社S R A	本	社	東京都豊島区	
	事	業	所	永代橋事業所（東京都江東区）
			中部事業所（愛知県名古屋市）	
			関西事業所（大阪府大阪市）	
株式会社A I T	本	社	東京都江東区	

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
開発事業	862名	8名増
運用・構築事業	282名	2名減
販売事業	257名	6名減
全社（共通）	6名	増減なし
合計	1,407名	増減なし

(注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	増減なし	57.1歳	4.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。

2. 平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

(8) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	499百万円
株式会社七十七銀行	220百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①連結子会社の訴訟の判決について

当社子会社である株式会社SRA（以下「SRA」という。）は、平成23年3月31日に、株式会社ハピネット（以下「ハピネット」という。）に対して、損害賠償等請求訴訟を提起しました。一方、ハピネットは、平成23年4月6日に、SRAに対して、業務委託料返還等請求訴訟を提起しました。

第一審判決後、両社は控訴しましたが、平成29年12月13日に、控訴審判決が言い渡されました。控訴審判決の内容は次のとおりであります。

[1]判決のあった裁判所および年月日

裁判所： 東京高等裁判所

年月日： 平成29年12月13日

[2]判決の内容

- 1) ハピネットがSRAに対し損害賠償等請求金2,232万5,625円およびこれに対する遅延損害金を支払うことを命じる。
- 2) SRAがハピネットに対し業務委託料返還等請求金8億2,232万2,500円およびこれに対する遅延損害金を支払うことを命じる。
- 3) SRAおよびハピネット双方のその余の請求を棄却する。
- 4) 訴訟費用は5分の4をSRAが負担とし、5分の1をハピネットが負担とする。
- 5) この判決は、上記2) について仮に執行することができる。

[3]控訴審判決に対する上告受理申し立てについて

SRAは控訴審判決を不服とし、平成29年12月27日に、最高裁判所へ上告受理の申し立てをいたしました。

②損害賠償請求の訴訟提起について

SRAは、三幸エステート株式会社（以下、「三幸エステート」という。）に対して、平成27年8月25日、損害賠償請求の訴訟を提起しております。これに対して、平成27年10月6日、三幸エステートはSRAを相手取って、東京地方裁判所に訴訟を提起しております。また、現在係争中であります。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,960,000株
- ② 発行済株式の総数 15,240,000株
- ③ 株主数 5,229名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,246	9.2
株 式 会 社 S R A	1,190	8.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	760	5.6
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	564	4.1
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	560	4.1
S R A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 員 持 株 会	465	3.4
藤 原 園 美	450	3.3
丸 森 京 子	435	3.2
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A 380578	320	2.3
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	234	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,745千株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

「新株予約権等の状況」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.sra-hd.co.jp/>)に掲載しております。

本招集ご通知においては、参考として概要を掲載しております。

(ご参考)

○当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	付 与 対 象 者	新株予約権 の 数	目的である 株式の数	保有者数
第12回新株予約権 (平成26年8月7日)	取締役(社外取締役を除く)	60個	12,000株	2名
第14回新株予約権 (平成28年8月30日)	取締役(社外取締役を除く)	125個	25,000株	3名
第15回新株予約権 (平成29年9月21日)	取締役(社外取締役を除く)	125個	25,000株	3名

(注) 社外取締役および監査役には、新株予約権を付与していません。

○当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	付 与 対 象 者	新株予約権 の 数	目的である 株式の数	交付者数
第15回新株予約権 (平成29年9月21日)	当 社 使 用 人	34個	6,800株	3名
	子会社の役員および使用人	582個	116,400株	45名

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鹿 島 亨	株式会社S R A代表取締役会長
取 締 役	石 曾 根 信	株式会社S R A代表取締役社長
取 締 役	大 熊 克 美	株式会社A I T代表取締役社長
取 締 役 (社外取締役)	堀 井 哲 夫	弁理士 堀井特許事務所所長
取 締 役 (社外取締役)	成 川 匡 文	
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	新 延 正 憲	
監 査 役 (社外監査役)	吉 田 昇	
監 査 役 (社外監査役)	北 村 克 己	弁護士

(注) 1. 常勤監査役の新延正憲氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

同氏は、日本国有鉄道および東日本旅客鉄道株式会社において、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任しております。また、独立行政法人国立病院機構において理事を務め、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有すると評価しております。

2. 当社は取締役の堀井哲夫氏および成川匡文氏、監査役の新延正憲氏、吉田昇氏および北村克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	59百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	27百万円 (27百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	87百万円 (38百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
3. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、平成19年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。
4. 報酬等の額には、第14回新株予約権および第15回新株予約権による報酬額7百万円（取締役3名）が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 社外役員に関する事項

- [1]他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- [2]他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

[3] 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役堀井哲夫	18回	100%	—	—
取締役成川匡文	18回	100%	—	—
監査役新延正憲	18回	100%	13回	100%
監査役吉田昇	18回	100%	13回	100%
監査役北村克己	18回	100%	13回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったこととみなす書面決議が3回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、取締役会において客観的な立場から意見を述べております。

取締役成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、取締役会において客観的な立場から意見を述べております。

常勤監査役新延正憲氏は、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任した豊富な経験と企業経営の幅広い見識から、取締役会および監査役会において意見を述べております。

監査役吉田昇氏は、情報通信分野の見識と豊富な経験から意見を述べ、監査役北村克己氏は、弁護士の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においても同様の見地から、主に内部統制について意見を述べております。

[4] 子会社から支払われた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(注) 当社には親会社がありませんので、親会社またはその子会社（当社および当社の子会社を除く）から支払われた報酬額はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社および株式会社S R Aの監査報酬、並びに株式会社A I Tの会計処理に関する指導・助言業務委託料が含まれております。
2. 太陽有限責任監査法人は、株式会社S R Aの会計監査人を兼任しております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社である株式会社A I Tは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である「会計処理に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性の確保を図るための事業投資に積極的に取り組んでおります。中期経営計画においては、株主還元のためのさらなる充実を図るため、「配当性向50%」、「株主資本の効率的活用の指標であるROEを継続的に10%以上確保する」ことを目指しております。

なお、当期の配当につきましては、株主還元のためのさらなる充実を図るため、期末配当金を70円（創業50周年記念配当10円を含む）とし、1株あたり年間配当金を110円（普通配当100円、創業50周年記念配当10円、20円増配、配当性向65.4%）といたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり普通配当を5円増配の105円（中間配当40円、期末配当65円）と計画しており、この配当を実施した場合の配当性向は46.1%になる見込みです。

なお、今後につきましても株主還元のためのさらなる充実を図るという方針のもとに、従来通り配当性向50%を目処に、「安定的な高配当」を目指してまいります。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の基本方針は以下のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、グループコンプライアンス委員会を設置し、「グループコンプライアンス・マニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティ、プロジェクトの採算、ビジネスパートナーの確保等に係るリスクについては、グループ各社における管理を基本とし、特に事業や業績に重要な影響を与えるリスクについては当社が管理します。規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。なお、スピードの速い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社はグループ管理規程を定めグループ会社の重要な意思決定事項、報告事項について、親会社の取締役会規則、職務責任権限規程において承認、報告がなされる体制としております。
- ⑥ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告いたします。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
- ⑨ 取締役、使用人および子会社の取締役等、使用人が監査役に報告するための体制、監査役への報告に関するその他の体制
取締役、使用人および子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。
- ⑩ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行った取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁じております。
- ⑪ 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用等請求を受けた時は、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができます。監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。
監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、反社会的勢力等の排除に向けて「グループコンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っています。
また、平素より、警察、公益社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

- [1] 当社は取締役会規則等で定められた事項について適時適切に審議・決定、報告するため取締役会を18回開催しました(他に書面決議を3回開催)。取締役会においては、取締役会の参加メンバーの過半数を占める社外取締役・社外監査役が株主利益を代表して意見を述べるなど実効性の高い運営を行い、取締役の職務執行状況を監督しました。
- [2] 取締役会付議事項以外の決裁事項については、職務責任権限規程等において決裁者を規定しており、これに従って決裁を行いました。
- [3] 毎月開催するSRAグループ業績対策会議において、グループ各社の業績目標とその達成に向けた施策について進捗状況をフォローし、グループ全体の業績目標達成に努めました。
- [4] 重要な投資案件等については、モニタリングを行い、四半期ごとに取締役会へ報告を行いました。
- [5] 社外役員は、事業の状況を共有化すべく、社外取締役および社外監査役による情報連絡会を開催し、取締役の適正な職務執行がなされているかを確認いたしました。

② 監査役の職務執行について

当社は監査役会を13回開催し、監査役会で定めた監査計画に基づいた監査を実施しました。また、取締役会およびSRAグループ業績対策会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、監査法人ならびに監査室との間で定期的に意見交換を行い、取締役の職務執行と内部統制システムの整備・運用状況を監査しました。

③ コンプライアンスおよびリスクの管理について

当社グループは、コンプライアンス、災害、個人情報を含む情報セキュリティ、プロジェクト採算、事業投資等に係るリスクについては、管理する組織体制を整備し、規則・ガイドラインやマニュアルの改訂や研修を行う一方で、担当組織によるモニタリングを行い、リスク管理体制の確立に努めました。

④ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、グループ会社の重要な意思決定については、親会社の取締役会等の承認や代表取締役等に対する報告を必要とする旨がグループ管理規程で規定されており、これに従って運用し子会社の業務の適正を確保しました。

さらに、当社からグループ会社に取り締役および監査役を派遣して各社の取締役の職務執行を監督するとともに、監査室と監査役会がグループ企業の監査を行い、内部統制の充実に努めました。

(8) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,136	流 動 負 債	11,949
現金及び預金	7,629	買掛金	2,871
受取手形及び売掛金	6,932	短期借入金	1,179
有価証券	108	未払費用	859
商品及び製品	647	未払法人税等	735
仕掛品	1,566	未払消費税等	506
短期貸付金	416	前受金	2,908
未収入金	2,874	賞与引当金	565
繰延税金資産	1,075	役員賞与引当金	49
その他	1,922	工事損失引当金	780
貸倒引当金	△37	訴訟損失引当金	1,198
固 定 資 産	14,619	その他	294
有形固定資産	192	固 定 負 債	4,368
建物	107	繰延税金負債	68
機械装置及び運搬具	39	退職給付に係る負債	4,134
その他	45	役員退職慰労引当金	165
無形固定資産	1,310	負 債 合 計	16,317
その他	1,310	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	13,116	株 主 資 本	20,598
投資有価証券	9,353	資本金	1,000
長期貸付金	3,179	資本剰余金	4,671
繰延税金資産	1,136	利益剰余金	17,364
差入保証金	384	自己株式	△2,437
退職給付に係る資産	46	その他の包括利益累計額	780
その他	555	その他有価証券評価差額金	654
貸倒引当金	△1,519	為替換算調整勘定	445
投資損失引当金	△19	退職給付に係る調整累計額	△319
資 産 合 計	37,756	新 株 予 約 権	59
		純 資 産 合 計	21,438
		負債及び純資産合計	37,756

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		39,410
売上原価		30,896
売上総利益		8,514
販売費及び一般管理費		4,338
営業利益		4,175
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	94	
還付消費税等	9	
持分法による投資利益	687	
その他	36	905
営業外費用		
支払利息	38	
為替差損	253	
証券代行事務手数料	16	
その他	9	318
経常利益		4,762
特別利益		
投資有価証券売却益	328	
投資有価証券評価損戻入益	2	
その他	1	332
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	3	
貸倒引当金繰入額	311	
訴訟関連損失	1,612	
その他	20	1,948
税金等調整前当期純利益		3,146
法人税、住民税及び事業税	1,476	
法人税等調整額	△390	1,086
当期純利益		2,060
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,060

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	441	流 動 負 債	892
現金及び預金	70	短期借入金	833
営業未収入金	43	未払金	18
前払費用	8	未払費用	7
未収還付法人税等	287	未払法人税等	11
繰延税金資産	32	預り金	2
その他	0	その他	18
固 定 資 産	8,620	負 債 合 計	892
有形固定資産	0	純 資 産 の 部	
機械装置	0	株主資本	8,095
無形固定資産	1	資本金	1,000
ソフトウェア	1	資本剰余金	6,997
投資その他の資産	8,618	資本準備金	1,000
投資有価証券	316	その他資本剰余金	5,997
関係会社株式	8,262	利益剰余金	1,977
繰延税金資産	40	利益準備金	29
その他	0	その他利益剰余金	1,948
資 産 合 計	9,061	繰越利益剰余金	1,948
		自己株式	△1,878
		評価・換算差額等	13
		<small> </small> その他有価証券評価差額金	13
		新株予約権	59
		純 資 産 合 計	8,168
		負債及び純資産合計	9,061

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,995
営業費用		274
営業利益		1,720
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
営業外費用		
証券代行手数料	16	
支払利息	4	20
経常利益		1,700
特別利益		
新株予約権戻入益	1	
その他	0	1
税引前当期純利益		1,702
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	36	71
当期純利益		1,631

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社SRAホールディングス監査役会

常勤監査役	新	延	正	憲	ⓐ
(社外監査役)					
社外監査役	吉	田		昇	ⓐ
社外監査役	北	村	克	己	ⓐ

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

池袋駅 ・JR ●山手線 ●埼京線 ・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線
・西武池袋線 ・東武東上線

- 1 南口**
(徒歩約2分)
有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
- 2 JR線メトロポリタン口**
(徒歩約1分)
JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進
または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ
(ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで)。
- 3 西口**
(徒歩約3分)
東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーター
で1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。
池袋西口公園を右手に見ながら直進。
- 4 副都心線2a出口**
(徒歩約3分)
2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋
一丁目」交差点を左折し直進。



問い合わせ先
株式会社SRAホールディングス
☎03-5979-2666 (代表)

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。

